

平成24年門真市教育委員会第9回定例会

開催日時 平成24年9月28日（金） 午後1時30分

開催場所 市役所第2別館（教育委員会）3階 第1会議室

議事日程

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 会議録署名委員の指名  |
| 日程第2  | 会期の決定   |
| 日程第3  | 委員長の選挙  |
| 日程第4  | 委員長職務代理者の指名   |
| 日程第5  | 承認第7号 臨時代理による事務処理の承認について<br>(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について) |
| 日程第6  | 議案第38号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について   |
| 日程第7  | 議案第39号 平成24年度門真市教育功労者の表彰について  |
| 日程第8  | 議案第40号 平成24年度大阪府学力・学習状況調査結果の公表内容について                                    |
| 日程第9  | 議案第41号 門真市生涯学習複合施設建設基本構想の策定について   |
| 日程第10 | 議案第42号 門真市新体育館建設基本構想の策定について   |
| 日程第11 | 諸報告   |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	山北 昭子
委員	磯和 均
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

教育次長	柏木 廉夫
学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	西口 孝

生涯学習部次長	渡辺 勤
学校教育部総括参事	中野 旬史
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	苗代 敏男
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	満永 誠一
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

長澤委員長      開会宣告      午後 1 時33分

日程第 1                      会議録署名委員の指名

長澤委員長より 藤原 定壽 委員を指名

日程第 2                      会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3                      委員長の選挙

日程第 4                      委員長職務代理者の指名

長澤委員長より、日程第 3 委員長の選挙 及び日程第 4 委員長職務代理者の指名 については、別室にて審議したいとのことで、各委員に諮ったところ全員異議なく別室にて審議された。

出席者 全委員

時間 1 時34分～ 1 時43分

教育長より、委員長の選挙及び委員長職務代理者の指名の結果、次期委員長に長澤委員、次期委員長職務代理者に藤原委員と決定したことの報告があった。

承認第 7 号 臨時代理による事務処理の承認について  
(門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、  
休暇等に関する規則の一部改正について)

臨時代理による事務処理の承認について（門真市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について）、中野学校教育部総括参事が次のように説明した。

議案書 1 ページです。

同規則の改正については、一昨年に育児要件（保育所等への送迎がある職員）がある職員に早出、遅出勤務を可能にする改正の承認を頂き、さらに昨年には、介護要件がある職員に対して同様の改正をさせていただきました。

今回の改正につきましては、以前の 2 回と同様に府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が一部改正され、府の準則が改正され、それに伴い本規則を改正するものです。小学校 1 年生から 3 年生までの子を育てる教職員であって、当該子を放課後児童健全育成事業を行う施設等いわゆる放課後児童クラブに送迎する教職員に対して早出、遅出の勤務を可能にするものです。

また、同時に遅出勤務については、従来の 15 分、30 分に加え、45 分も認めるよう変更も行います。

本来なら議案として提出すべき案件でございますが、大阪府教育委員会より通知があったのが 8 月末であり、8 月の定例会に間に合わず、府立学校の教職員が 9 月 1 日から同勤務が可能になることから、本市においても同じ日より施行することが望ましいと考え、教育長による臨時代理の事務処理を行い、9 月定例会の承認案件として提出させていただきました。

改正の内容といたしましては、2 ページの新旧対照表の下線部分でございます。

改正前をご覧ください。いわゆる早出、遅出勤務できる職員 育児要件及び介護要件を有する職員を第 4 条の 2 に定めておりましたが、改正後は、育児要件、介護要件に児童クラブ要件を加えたものを、第 4 条の 2 にそれぞれ要件ごとに（1）から（3）と定めるように改正したものです。

附則として、この規則は、平成 24 年 9 月 1 日から施行するものです。

[全委員異議なく、承認]

日程第 6

議案第38号 門真市奨学条例施行規則の一部改正について

門真市奨学条例施行規則の一部改正について、苗代学校教育課長が次のように説明した。

議案書 3 ページをご覧ください。

今回の改正につきましては、奨学生の選考方法の見直しに伴い、施行規則の一部改正を行うものです。

選考方法の見直しとは、門真市奨学金の目的「向学心を有しながら経済的理由により高等学校等の就学が困難な者に対して奨学生として奨学金を支給し、もって教育の機会均等を図ること」に照らし、従来所得額をもとに経済的な困窮度を重視して選考を行う方法から所得条件に加えて、より学習意欲も重視した選考に変えるということです。

なお、改正の内容は 4 ページとなっております。

藤原委員長職務代理者： 学習意欲を重視した選考に変えるとのことだが、どのような選考方法を考えているのか。

苗代学校教育課長： 選考に際して、レポートや面接等により、学習意欲を見定める選考方法を採用する予定です。詳細については現在検討中です。

山北委員： 今までの選考は、経済状態を重視していたということだが、学習意欲を見定める仕組みはなかったのか。

苗代学校教育課長： 現在、選考後に、支給者に対して毎学年 4 月中に奨学金の用途についてアンケートやレポート提出を求めており、それらのことを通して学習意欲を確認してまいりました。

今回、経済的な困窮に加えて、より学習意欲のある生徒に奨学金を支給することを目的とし、今後、門真市奨学条例に沿った学習意欲や向学心も重視する選考方法に変更する予定です。

藤原委員長職務代理者： 経済状況が大事であることを今までは言ってきたが、学習意欲も重視する選考をする場合、意欲があると思われる生徒が多くなればどうするのか。

苗代学校教育課長： 経済的な困窮度や学習意欲を見定める中で、人数が上下する場合も考えられますので、そのあたりも含めて、どのような仕組みにするか関係課と調整中です。

藤原委員長職務代理者： 子どもの数がある程度増えた場合も実施できるような方法を我々は考えなければいけないということか。

苗代学校教育課長： 委員のおっしゃる形で検討を進めていきたいと考えております。

磯和委員： 第6条の2および第12条の（奨学生の補欠者の選考）及び（奨学生の欠員の補充）を削除する理由は何か。

苗代学校教育課長： 従来、転出や退学等による欠員に対して、願書を出したが奨学生にならなかったもののうち10名を補欠者として、繰り上げ補充して新たに奨学生としておりました。

今回、選考時点で、ある一定の基準を設け、奨学生を選考するように制度変更を考えておりますので、補欠等の考え方はなくしていきます。

山北委員： 第9条の第2項いわゆる支給期間等について改正されているが、支給開始月が変更になった理由は何か。

苗代学校教育課長： 4月以降に面接やレポート等の慎重な選考を検討しており、選考に際しての手続きがあり、その時間確保のため、支給開始が少しずれるので、支給開始日と回数を変更するものです。

長澤委員長： 附則について、公布の日から施行するとなっているが、現実の支給が7月に一度されていることとの整合性はどうするのか。10月支給となれば残りを払わなければならない。

それから補欠がなくなるが、今まで補欠は通知していたとすれば、今後はそれらの対応をどうするのか。通知していたとすれば補欠がなくなったことを言わなければならない。来年度からの施行であれば問題ないが、公布の日からと決まればその2点についてはどうなるのか。

苗代学校教育課長： まず補欠者についてですが、連絡はしておりません。支給につ

いて、今年度については別と把握しておりましたので、担当者と確認を取ります。

長澤委員長： 附則を変えればいいのではないか。施行日を平成25年4月1日にすれば問題はないと思うが。議決案件なので、ここで決めておかなければその都度問題が発生する。修正があるならば修正意見を出していただいたほうがいいのでは。

藤原委員長職務代理者： 平成24年度は現行通りで行い、選考についても25年度に実施するための選考をすればいいのでは。先程は施行日が公布の日となっていたが、何を施行するのかが気になっていた。

藤井学校教育部長： ご指摘の点については、全くそのとおりですので、施行日については、平成25年4月1日に訂正させていただきます。

長澤委員長： 一部修正されましたが、修正部分のみならず、全体を通じて採決をとりたいと思います。修正案を含めて議決することにご異議ございませんか。

[全委員異議なく、議決]

## 日程第7

### 議案第39号 平成24年度門真市教育功労者の表彰について

長澤委員長より本案件は、個人情報にかかわる部分及び表彰日まで、被表彰者以外には秘匿にする必要があるので、秘密会にて審議したいとのことで、各委員に諮ったところ全員の異議なく秘密会にて審議された。

秘密会出席者 全委員、柏木教育次長、藤井学校教育部長、柴田生涯学習部長、山教育総務課長

時間 2時3分～2時12分

[審議の結果 原案のとおり議決]

[議事録省略]

議案第40号 平成24年度大阪府学力・学習状況調査結果の公表内容について

平成24年度大阪府学力・学習状況調査結果の公表内容について、満永教育センター長が次のように説明した。

議案書の12ページをご覧ください。

本年6月12日に小学校6年生及び中学校3年生を対象として実施された大阪府学力・学習状況調査の結果が今月14日に大阪府より公表されました。そのことに伴い、本市でもその結果について広く市民の方々にお知らせすべく公表したいと考えております。

公表の内容は小学校の国語・算数の平均正答率と過去5年間の推移、中学校の国語・数学・英語の平均正答率と過去5年間の推移及び児童生徒質問紙、これは小6・中3の子どもたちに学習に関することや生活に関することなどをアンケートしたものです。学校質問紙、これは、学校の取組等を校長先生にアンケートしたものです。そのうちから、ピックアップして掲載いたします。また、本市の学力向上施策の取組についても合わせて掲載します。

具体的には、別紙、A3版カラー刷りの「平成24年度 大阪府学力・学習状況調査の結果概要（門真市）」のプリントをご覧ください。左側には過去5年間の大阪府の平均正答率に対する本市の割合について過去5年間に渡り折れ線グラフで示しております。左が小学校で右が中学校です。小学校で改善の傾向が良く出ており、中学校においても英語は横ばいですが、国語・数学につきましては、徐々に改善されてきております。左中段には、昨年度と今年度の平均正答率を比較した表を掲載しております。特に昨年度から今年度にかけては比較的改善されています。また、児童生徒質問紙からは、家庭学習時間について、いじめに対する意識について、自尊感情について昨年度と今年度の経年及び今年度の大阪府との比較を表す棒グラフを掲載しております。また、同様に学校質問紙からは授業改善について、授業規律について、家庭学習指導について掲載しております。さらに、中段右には本市の学力向上施策として、学力向上対策委員会、スクールアドバイザー事業や学力向上加配支援事業、授業改善研修事業、研究指定校事業などの目的と内容の概要を掲載しております。

これらの公表につきまして、本日議決をいただければ、10月1日以降市のホームページに掲載します。また、広報かどま11月号においてもこれを掲載し、市民の方々に広く知っていただこうと

考えております。

磯和委員： 例年と比べて、公表方法が変わっているが、毎年レーダーチャートがあったのが、あえて経年変化や単元ごとの評価をせずに点数の評価に改められた理由を教えてください。もう一点は、グラフの縦軸は大阪府の平均が100%となっているが、これは素点ではなく、100を超えることがありえないようなグラフになっている。100はあくまで中点であり、表現としていかがなものか。少なくとも縦軸の横にでも説明が書いてあると親切であると思う。

満永教育センター長： 平均正答率の推移については、昨年度から大阪府では各市町村の平均正答率等を公表しており、市民の方々からの関心も高いことから、過去5年間の大阪府の平均正答率に対する割合の推移を示していく必要があると考えました。また、紙面の都合もあり、今年度はこのような形式にさせていただきました。グラフについては、わかりやすくなるように再度検討いたします。

藤井学校教育部長： 従来の形式での公表では、各学校、教育委員会に対しても市民、保護者からのリアクションが今一つ少ないと総括しております。市民の方々に個々の設問別、領域別のデータを示していくことも重要ですが、まずは概観をお示しして、その上でご意見をいただきながら、詳細なデータについては期を見て出していくことを考えましたので、このような形にさせていただきました。

磯和委員： グラフの説明については、確かに今回の形のほうが大まかな捉え方がしやすい。改善の傾向にあるのは事務局や現場の先生方の努力もあり、確かに今までの中ではずいぶん良くなってきているので、感謝したい。もう一つ質問ですが、府のデータはどのようなレベルで提出されるのか。府のデータを見れば今回出した程度の内容がわかるのでは困る。

満永教育センター長： 大阪府の結果概要については平均正答率、学校質問紙等についての結果が棒グラフの形で並んでおります。大阪府ホームページで見ることができますが、門真市ホームページからもリンクしております。



藤原委員長職務代理者： 例えば一番下の授業規律についてなど校長に聞いた部分、校長が各学校に対してどのような思いをもっているのかが気になる場所である。それを大阪府が何を言わんとしているのか、門真市は門真市で頑張っているのだから全く問題ないとは思いますが、それを府が何を言うのか、学校側が腹立つような思いをもつ可能性があるのではないかと。結果だけを伝えるのではなく、各学校長が思っていることを市民に伝えることができればよいと思うがどうか。

満永教育センター長： 現在、門真市学力向上対策委員会などで具体的提言をまとめるために討議がなされておりますが、その中で校長の意見もたくさん出ております。この場に出てきた具体的な提言は市民の方々に周知していく機会があるかと思っております。その機会においては藤原委員長職務代理者がおっしゃる趣旨も含めた公表も考えていきたいと思っております。

〔全委員異議なく、議決〕

## 日程第9

### 議案第41号 門真市生涯学習複合施設建設基本構想の策定について

門真市生涯学習複合施設建設基本構想の策定について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本議案については、図書館及び文化会館機能を併せ持つ生涯学習複合施設を建設するにあたり、市民ニーズやその他社会的動向等も踏まえた上で、基本コンセプトや整備方針等を具体的に示す、「門真市生涯学習複合施設建設基本構想」を策定するものです。

はじめに、今回に至った背景についてご説明します。お手元の「門真市生涯学習複合施設建設基本構想（案）」をご覧ください。

本市の文化会館については昭和43年に開設し、多くの市民のみなさまにご利用いただいておりますが、経年劣化による施設の老朽化は著しく、また昨今の利用者ニーズの多様性に対応し続けることは現状では困難です。

また図書館についても、人口あたりの蔵書数が近隣の都市よりも大きく下回り、また施設の老朽化等により、文部科学省が定めているような図書館サービスの提供が困難な状況にあり、これらを複合させることによって、相互の機能を補完し合い、また文化学習施設としての相乗効果が大きく期待できるとの考えから、複

合により新施設を建設することとし、財政健全化計画中期財政見通しや都市計画マスタープランに位置づけたものです。

次に策定体制ですが、資料83ページをご覧ください。学識委員をはじめ、実際に施設をご利用いただいております団体の方や行政職員の3者による構成としており、今日までに合計3回の会議を実施しており、また委員による「まち歩き」を実施するなど、様々な角度からの検討を行っております。

次に本市の概況です。資料2ページをご覧ください。本市の人口の推移が減少傾向であることや、地形的な特徴、土地利用、産業、歴史文化について4ページまでにかけて整理しております。

次に上位計画等です。資料5ページをご覧ください。平成22年に策定しました第5次総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、予定地周辺のまちづくりの計画であります、幸福町・中町まちづくり基本計画、6ページには文化・学習に関する計画として、公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準をはじめ、9ページでは景観に関する計画として大阪府景観形成基本方針、10ページからは防災に関する計画、11ページから12ページにかけては環境に関する計画等を整理しております。

次に本施設が位置します、市の北西地域の位置づけについてご説明します。資料13ページをご覧ください。予定地については、古川橋駅北側にあります、旧第一中学校跡地の一部を予定しており、周辺については、住宅や商業施設が多く立地しております。

15ページには都市構造図を記載しており、周辺には広幅員道路として大阪中央環状線のほか府道守口門真線が通っており、また鉄道については京阪電車並びに大阪モノレールがあります。

次に現在の施設の状況や問題点及び課題ですが、資料18ページをご覧ください。本市の施設としては図書館が2施設、文化学習施設が6施設となっており、その状況は20ページからそれぞれ整理しております。

図書館の利用状況については、28ページに記載しておりますグラフの通り、貸し出し冊数が平成8年から大幅な上昇傾向にあります。

一方、文化会館の利用者については、29ページのグラフの通り年々減少傾向にあります。

また今回実施しましたアンケート結果による、図書館の利用状況ですが、30ページのグラフ「図書館を利用しない理由」として約3割の方が「読書をする習慣がない」ことを理由に挙げており、

一方文化・学習施設の利用状況についても、33ページのグラフ「文化学習施設を利用しない理由」として、3割を超える方が「興味がない」と答えておられ、学力向上や品格ある都市をめざす本市にとっては大きな問題であると認識しております。

これらアンケート結果の取りまとめを40ページに問題点として6項目記載しております。

問題点として「読書習慣が身に付いている人が少ない」こと、「図書館の蔵書数や諸室の不足」「図書館の団体の活動の場の不足」「文化・学習施設の老朽化」「バリアフリー」「駐車場・駐輪場の不足」を挙げております。

これらの問題点を踏まえた課題については42ページに3点掲げております。

初めに蔵書数の増加や書籍の種類、最新の設備諸室の整備等による「利用者増に向けた取り組み」、将来的な視点を持った柔軟性のある施設とする「フレキシビリティを考慮した諸室・機能の検討」「動線計画や機能配置等へのユニバーサルデザインの配慮」としております。

次に施設にかかる社会的な背景として、44ページから4つのポイントとして、「誰もが親しみを持てる施設」「多世代交流を生み出す施設」「自然災害への備え」「環境への配慮」について、他の都市における先進事例を45ページより掲載しており、これらについては留意点という形で55ページに整理しております。

特に本市においては、多くの市民のみなさまから親しまれることや、多世代交流はもちろんのこと、社会的な背景としては、昨年の東日本大震災を契機とした自然災害への備えとしての帰宅困難者の受け入れや、環境の視点での新たな流れである公共施設の木材利用にも着目しております。

次に市民ニーズの把握として、市民等へのアンケート調査結果に基づくクロス集計等の結果を58ページ以降に記載しております。

機能面のニーズとしては、ストレッチや体操ができる機能やボランティア活動ができる機能、舞台・客席のあるホール、交流・休憩スペース、施設への交通手段につきましては、自転車のニーズが高かったことから、駐輪場の整備は重要であるととらえております。

アンケート結果に基づくニーズの整理は64ページに記載しており、図書館に関しては「幅広い世代の関心を取り込むこと」「快適な閲覧空間」「多様なニーズにこたえる諸室・設備」、また

人々がワクワクできるような事業展開、若い世代が各種活動に参加しやすい工夫、アクセス環境の充実が求められております。

これまでに整理した事項に基づき、市民のみなさまから望まれる施設の位置づけとして、3つの柱を据えており、68ページでは、第5次総合計画における基本施策の方や、生涯学習社会の実現にあたっては「自律と協働」によるとしていることから、「自主的・創造的な文化・学習活動を支援し、自律と協働を促す場」とし、また、新たな交流や多様な世代の交流による「地域コミュニティを活性化していく場」、予定地がまちづくりエリアに位置し、本市の顔ともいえる位置でもあることから、都市イメージの向上にむけ「地域の景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場」としております。

これらの3つの位置づけを踏まえた基本コンセプトとして、70ページに「地域とともにコミュニティを育む 文化・学習の交流拠点」とし、新施設に求められる機能を73ページから74ページに部門別に記載しております。

また、今回の複合化のメリットとしての部門間の連携イメージとして、75ページに想定される利用例とともに記載しております。

次に各部門に求められる機能を踏まえた整備方針については76ページをご覧ください。

図書館部門の整備方針については、誰もが親しめる、ゆとりある滞在型の施設、学習する権利の保障、課題解決のための情報拠点、幅広い資料情報の充実が求められていることから、整備方針を「幅広い世代の関心を取り組んだ図書館資料が活用できる ゆとりある滞在の場」としております。

また、文化会館部門の整備方針については、「ボランティア活動をはじめ、自主的創造的な活動に取り組む市民相互の交流を深める施設、人づくりの拠点、文化・学習の拠点、文化芸術の発信拠点、NPOや民間事業者、大学などの教育機関との連携・協力関係づくりを図る施設、市民のレクリエーション活動、自主的な学習、体験的な学習を支援し、学習成果が循環する施設が求められていることから、「市民の自主的・創造的な活動を支援・発信・循環する場」としております。

付帯部門としては、図書館部門と文化会館部門とをつなぐ機能などが求められており、整備方針として「新たな出会いを生み出し、幅広い交流を育む憩いの場」としております。

最後に配慮事項として77ページから「アクセス」「景観」「防

災」「環境」「その他」の5項目を掲げ、今後の基本計画策定に臨むものです。

山北委員： 市民アンケートの結果によると、読書の習慣がないと答えた方の割合が高いということで、学力向上や品格のあるまちづくりをする本市にとってはこの問題を解消していかなければならない。新しい施設ができることによって、どのような方法で解消していくことができるかと考えているのか。

脊戸地域教育文化課長： 基本構想73ページの整備方針においてアンケート調査による市民ニーズを踏まえ、図書館に求められる機能を列挙しております。いわゆる図書資料の充実の他、今までの図書館にはなかった広く落ち着いたあるブラウジング機能等を掲げ、また70ページの基本コンセプトにおいて多様でワクワクするような文化・学習活動が展開される「自ら学び」「ともに学びあう」場を目指すとしております。図書館の運営においては、この考えによる文化会館機能と連携したソフト事業の実施など、魅力ある図書館にして、普段図書館をご利用されていなかった市民の皆さんが気軽に立ち寄っていただけるよう検討しております。

磯和委員： 市民アンケートに基づく市民ニーズの反映、市民の読書習慣の改善と関連すると思われるが、今後の基本計画の検討にあたって、文化会館と同じ場所にあるという付加価値をどのようにして高めていこうと考えているか。

脊戸地域教育文化課長： 基本構想72ページにおいて複合化のメリットとして付加価値にあたる相乗効果を4点掲げております。学習活動の環境の充実・向上が多様な生涯学習のスタイルを生み出す、多様な出会いと交流が新しい市民活動や協働を誘発できる、まちのにぎわいの創出、事務サービスの一体化による効率的な管理・運営、を掲げており、具体のイメージとしては、基本構想75ページの部門連携のイメージ図でお示ししており、各部門間の連携が図れることにより、基本コンセプトである地域コミュニティを育む文化・学習の交流拠点を目指すものです。

藤原委員長職務代理者： 第一中学校があった場所に新しく複合施設が建つということは、校舎を除却して整理する際に、前々回に出土物があったが、もし

そういうものが出てきた場合はそれを市としてうまく利用し、新しい施設で市ではこのような歴史があるということを市民に伝えることがいいのではと思うが、どのように思っているか。

脊戸地域教育文化課長： 建設予定地については、埋蔵文化財包蔵地に指定されており、建設工事に際しまして実施する見込みである発掘調査において今般試掘調査により出土した土器の価値に勝る貴重なものになる可能性もあります。このことから具体的な発掘条件において門真らしい施設については有効に活用できる方策を市民の皆さんを交えながら検討していきたいと考えております。

磯和委員： 構想の冊子が非常に良くできている。この前広報で募集していて公募で決まった表紙のキャラクターについて、もしよかったら名前だけでも文字を入れたらどうか。

脊戸地域教育文化課長： ご提案ありがとうございます。まだまだ知られていないとのことなので、ご提案通り「ガラスケ」の文字を入れたいと思います。

長澤委員長： この基本構想が議決されるとこれから具体的に基本計画、設計段階と入るが、その中で施設の仕様等が明らかになる。例えば図書館についても市民アンケートで機能不足を指摘されており、文化会館のバリアフリーにおいても問題点を指摘されている。実際施設を建設する上で委員の方々から何か事務局に施設に対する、あるいは施設を進める際の留意点をもし考えているなら聞きたい。今後進めるにあたって我々のほうでまだまだ議論を深めていくことが必要である。細かい点でも結構なので、その都度ご意見等がありましたらよろしくお願いします。

藤原委員長職務代理者： まだ具体的にはこの大きさにはなっていないということか。

柴田生涯学習部長： まだ基本構想なので施設のあり方について決めたところでは。今年度全7回を予定しており、現在3回終わった段階で基本構想が出来上がり、それを基に例えば協働の観点からボランティアの部屋が必要であるなど、具体的な検討をしてみたい。パブリックコメントも最終までにしてまいります。7回のうちにその都度報告させていただきますが、お気づきの点がありましたらご意見・ご提案をお願いしたいと思います。

藤原委員長職務代理者： 旧第一中学校に車で行く際に通りにくかった。その辺りに建てられることはわかったが、道路状況について難しい問題があるのではと気になった。

柴田生涯学習部長： 古川橋駅の北側にある店舗ビルはなくなる予定で、先日実施したまち歩きの中でも各委員から駅と新施設の広場までのアクセスについても考えていかなければならないと意見が出ています。実際に新しいまちづくりと兼ねておりますので、全く違った形に生まれ変わると思います。

長澤委員長： 今の構想では、ペアビルについてはすべてなくなるということか。

柏木教育次長： 2棟とも除却されます。中町・幸福町のまちづくりの中でにぎわい創出も兼ねております。我々としては立派な生涯学習施設を造るわけですが、民間の開発においても資料館を造るなどして様々な人が集まってくるような創出の場としていきたいということで検討されています。

長澤委員長： 基本計画に入るまで2年ほどあり、その間に色々な意見を聞かせていただく機会があると思いますので委員の皆様よろしく願います。

[全委員異議なく、議決]

## 日程第10

## 議案第42号 門真市新体育館建設基本構想の策定について

門真市新体育館建設基本構想の策定について、脊戸地域教育文化課長が次のように説明した。

本議案については、新たに体育館を建設するにあたり、市民ニーズやその他社会的動向等も踏まえたうえで、基本コンセプトや整備方針等を具体的に示す、「門真市新体育館建設基本構想」を策定するものです。

はじめに、今回に至った背景について説明いたします。お手元の「門真市新体育館建設基本構想（案）」をご覧ください。

本市の体育館については、平成22年度において第一、第六中学校の統合に伴う用地確保のため、先行的に除却しており、これを受けた市内における公共施設のあり方の議論の結果、出来るだけ早期に建設することとし、財政健全化計画中期財政見通しや都市計画マスタープランに位置づけたものです。

次に策定体制ですが、資料60ページをご覧ください。新体育館についても、生涯学習複合施設と同じく、学識委員をはじめ、実際に施設をご利用いただいております団体の方や行政職員の3者による構成としており、今日までに合計3回の会議を実施しており、また委員による「まち歩き」を実施するなど、様々な角度からの検討を行っております。

次に本市の概況です。資料2ページをご覧ください。本市の人口の推移が減少傾向であることや、地形的な特徴、土地利用、産業、歴史文化について4ページまでにかけて整理しております。

次に上位計画等です。資料5ページをご覧ください。平成22年に策定しました第5次総合計画をはじめ、都市計画マスタープラン、予定地周辺のまちづくりの計画であります、幸福町・中町まちづくり基本計画、6ページには生涯スポーツに関する計画等といったしまして、国が本年に策定しましたスポーツ基本計画をはじめ、8ページでは景観に関する計画として大阪府景観形成基本方針、9ページからは防災に関する計画、10ページから11ページにかけては環境に関する計画等を整理いたしております。

次に本施設が位置します、市の北西地域の位置づけについてご説明いたします。資料12ページをご覧ください。予定地については、市役所北側にあります、ダイエーの跡地の一部を予定しており、周辺については、住宅や商業施設が多く立地しております。14ページには都市構造図を記載しており、周辺には広幅員道路として大阪中央環状線のほか府道守口門真線が通っており、また鉄道については京阪電車並びに大阪モノレールがあります。

次に現在の施設の状況や問題点及び課題ですが、資料16ページをご覧ください。本市の施設としては体育館施設が2施設あり、その状況は17ページからそれぞれ整理しております。体育館の利用状況については、市立体育館の先行的な閉鎖の影響もあり、19ページに記載しておりますグラフの通り、市民プラザ体育館において大幅な上昇傾向にあります。

また今回実施しましたアンケート結果による、体育館の利用状況ですが、20ページのグラフのとおり体育館の利用の有無につい



ては75%を超える方が「無い」と答えており、21ページのグラフにおいて「スポーツをする習慣がない」ことが理由に挙げられており、スポーツ推進による健康の保持増進ならびに精神涵養等の観点から本市にとりましては大きな問題であると認識しております。これらアンケート結果の取りまとめを27ページに問題点として5項目記載しております。

問題点として「スポーツをする習慣が身に付いている人が少ない」こと、「機能の偏りと個人時用の難しさ」「不十分な諸室・諸機能」「駐車場・駐輪場の不足」「ユニバーサルデザインへの配慮の不足」を挙げております。

これらの問題点を踏まえた課題については28ページに3点掲げており、幅広い市民が利用できるような「スポーツに興味を持ってもらうためのソフトとハード」、個人が気軽に利用できるなど「利用したくなる新体育館の整備」、使いやすさの観点から「多様な個人・団体が利用できる施設整備への配慮」としております。

次に施設にかかる社会的な背景としまして、30ページから4つのポイントとして、「誰もが親しみを持てる施設」「少子高齢化への対応」「自然災害への備え」「環境への配慮」について、他の都市における先進事例を31ページより掲載しており、これらについては留意点という形で38ページに整理しております。特に体育館においては、多くの市民のみなさまから親しまれることや、多世代交流はもちろんのこと、社会的な背景としては、今年の東日本大震災を契機とした自然災害への備えとしての防災拠点としての機能、環境の視点での新たな流れである公共施設の木材利用にも着目しております。

次に市民ニーズの把握として、市民等へのアンケート調査結果に基づくクロス集計等の結果を40ページ以降に記載しております。機能面のニーズとしては、個人が気軽に利用できる機能をはじめ、フィットネスやヨガ、卓球が多く、また施設への交通手段については、自転車のニーズが高かったことから、駐輪場の整備は重要であるととらえております。

アンケート結果に基づくニーズの整理は、45ページに記載しており、「フレキシブルに利用できる諸室の充実」や「多様な利用形態に対応」すること、「地域交流の場の創出」「アクセス環境の充実」、「誰もが使いやすく快適な空間」が求められております。

これまでに整理した事項に基づき、市民のみなさまから望まれ

る施設の位置づけとして、3つの柱を据えており、48ページでは、スポーツ基本法や第5次総合計画における施策等に鑑み、「多様な生涯スポーツの活動の拠点」とし、また、スポーツを通じて地域コミュニティを活性化していく場として、「地域コミュニティを活性化していく場」、予定地がまちづくりエリアに位置し、本市の顔ともいえる位置でもあることから、都市イメージの向上にむけ「地域の景観づくりを先導し、まちづくりの核となる場」としております。

これらの3つの位置づけを踏まえた基本コンセプトとして、50ページに「誰もが身近に利用しやすい 生涯スポーツ振興拠点」とし、新施設に求められる機能を52ページに部門別に記載しております。

次に各部門に求められる機能を踏まえた整備方針については53ページをご覧ください。体育館部門の整備方針については、参加者主体の施設や地域ネットワークの構築とその強化活性化、また総合型地域スポーツクラブの育成支援が求められていることから、整備方針を「市民誰もが多様なスポーツ・運動に親しめる場」としております。

また、付帯部門としましては、人づくり支援、憩いの場、子育て世代が利用しやすいことが求められており、整備方針として「幅広い交流を育む 市民に身近な憩いの場」としております。

最後に配慮事項として54ページから「アクセス」「景観」「防災」「環境」「その他」の5項目を掲げ、今後の基本計画策定に臨むものです。

山北委員： 中学校の授業に武道やダンスが取り入れられるようになったが、これを推進していくためにはどのようなことが考えられるのか。

脊戸地域教育文化課長： 武道やダンスの推進については、中学校の授業において取り入れられたことから、教育力の向上の観点から重要と考えており、基本構想52ページの新体育館に求められる機能として、アリーナ機能やスタジオ機能を掲げ、十分な受け皿となるような機能整備が求められていると考えております。

藤原委員長職務代理者： 以前に関西外大と提携を結び、昨年度に中学生がオーストラリアに行き、非常にいい行事であった。大学とうまく提携を結びながら実施していると思う。今年9月に大阪国際大学と提携を結ん

だがこれからどのようなことを実施しようとしているのか。

脊戸地域教育文化課長： 基本構想53ページの体育館部門の整備方針として、市民誰もが多様なスポーツに親しめる場としており、その中でサークル団体や関係機関等が連携を図りながら地域ネットワークの構築とその強化・活性化に資する施設としており、将来的には大学や民間企業など幅広い主体との協働を想定しております。

藤原委員長職務代理者： スポーツに関してもそのようなことを考えておられるのか。

脊戸地域教育文化課長： 大阪国際大学にスポーツ行動学について教えておられる先生方もおられると伺っておりますので、是非その先生方あるいは学生共々、また総合型地域スポーツクラブとの連携も強めて新しいハードを使って発信力にしていきたいと考えております。

磯和委員： 先日8月14日の集中豪雨もあり、市内でも多数の方が浸水被害にあったと聞いているが、体育館も防災拠点の一つとして雨や地震等の自然災害発生時に体育館の整備当初の方針が非常に大事だと思うが、どのように考えているのか。

脊戸地域教育文化課長： 門真市地域防災計画が見直し中ですが、検討を進めております新体育館については、避難所になることが想定されており、基本構想54ページの配慮すべき事項として、防災への配慮を位置づけ、地域の避難所や復旧・復興の防災拠点として機能を掲げております。

藤原委員長職務代理者： 双方にユニバーサルデザインの導入について記載がある。体育館だけでなく文化会館や図書館にもユニバーサルデザインが採用されることによって市民にとっても非常にいいことであると思うので、是非この計画がうまく進むようにして欲しい。

脊戸地域教育文化課長： そのようなことを念頭に取掛かっておりますのでよろしくお願ひします。

長澤委員長： ユニバーサルデザインについて、市民の方の多くはユニバーサルデザインに配慮していると言われてもわからないので、それがどのようなものかということ踏まえて、周知する機会を作って

いただきたい。

脊戸地域教育文化課長： 基本構想の中でもカタカナあるいは横文字が多いのは事実ですので、今後なるべくわかりやすい記載にするように努めたいと思います。

長澤委員長： 先程の生涯学習施設と同じだが、体育館については先行しており、市民ニーズが高まっている。それが理由か、新体育館は平成25年度から基本設計に入っている。それも踏まえて特に要望することは何かないか。

磯和委員： 旧トポスの場所に新体育館が建設されると伺っているが、そこに建設されるとなると、すぐ横が門真はすはな中学校の体育館であり、向かい側には旧第六中学校のグラウンドがある。例えば大きな体育行事をする時にこれらの体育館とグラウンドをサブアリーナやサブグラウンドとして活用するなど、枠を広げてできるように最初からセッティングしておいたほうがいいのでは。新体育館から門真はすはな中学校の体育館に行く際に、障壁があつて向こうに行けないとなると、防災の拠点として使用する関係からもよろしくない。体育施設としては恵まれた場所に体育館ができるので、周囲の環境も一緒に取り込めるような工夫あるいは法的な整備が必要であればしたほうがいいと思う。

脊戸地域教育文化課長： 基本計画策定委員会の委員長をしていただいております大阪府立大学大学院の下村先生が景観形成の専門家と伺っております。大阪府の景観形成の委員もされており、そのようなことを会議の中でも絶えず話されております。磯和委員がおっしゃるとおり体育館も多く、旧第六中学校グラウンドの東側には民間の体育施設もありますので、そのようなことも含めて様々な形でできるように調整をしていきたいと思っております。

[全委員異議なく、議決]

長澤委員長より、諸報告については報告をした後、質疑応答となる旨説明があった。

## 番号 1 平成25年度門真市立幼稚園児の募集について

平成25年度門真市立幼稚園児の募集について、中野学校教育部総括参事が次のように説明した。

諸報告資料の1ページです。

1の応募資格については、(1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。(2) 4歳児(2年保育)平成20年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた幼児(3) 5歳児(1年保育)平成19年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた幼児(4) 幼児の通園は、保護者が責任を持って送迎できること。でございます。

2の募集人員の4歳児については浜町幼稚園が募集なし、南幼稚園が60人、北巢本幼稚園が募集なし、大和田幼稚園が60人です。

5歳児につきましては、各園とも現4歳児在園数をもとに補充します。

4歳児の在園数については、別表にお示ししております。

5歳児定員から現4歳児在園数を引いた人数が募集人数でございます。来年度の5歳児定員から現4歳児在園数を引いた人数が募集人数ですので、浜町幼稚園で56人、南幼稚園で51人、北巢本幼稚園で23人、大和田幼稚園で32人となります。

3の入園願書の交付については、交付期間は10月9日(火)から11月2日(金)までの午前9時から午後4時まででございます。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除きます。南幼稚園は、10月15日(月)は休園で交付はできません。

次に2ページをご覧ください。

4の入園願書の受付については、10月30日(火)から11月2日(金)までの午後2時30分から午後4時まででございます。

入園願書の交付及び受付につきましては、入園を希望される幼稚園で行います。なお、他の公立幼稚園との併願は禁止です。

5の入園の決定については、園長が、入園願書の審査・その他必要な調査を行い入園を決定をし、保護者に対して「入園許可書」を交付することとなっております。

6の調整及び抽選日については、定員を超過した幼稚園に

については、11月8日（木）の午後2時30分に調整及び抽選を行います。

また、7の入園許可説明会及び許可書の交付は、11月22日（木）午後3時より入園を希望される幼稚園で行います。

8の特記事項として、門真市幼児教育基本計画により、浜町幼稚園、北巢本幼稚園については、平成25年度の4歳児募集を停止することが決まりました。

また、平成26年度から、4園を大和田幼稚園、南幼稚園の2園に統合することを検討していると記載しております。

なお、募集につきましては、募集のポスターを市立幼稚園・小学校・中学校、並びに各教育委員会関係機関に掲示すると共に「広報かどま」10月1日号に掲載し、市民の皆様にお知らせする予定でございます。

また、募集停止につきましては、8月29日の教育委員会定例会にて議決して頂いた後、速やかに市ホームページに掲載し、かつ10月の広報にもその旨を掲載する予定でございます。

長澤委員長            閉会宣言            午後3時7分

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 藤原 定壽